



青森県告示第四百七十二号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第九項の規定により、北海道知事、千葉県知事、東京都知事、山梨県知事、岐阜県知事、大阪府知事、兵庫県知事、和歌山県知事、広島県知事及び長崎県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社JA沖縄	運天 新一	沖縄県名護市字振慶名二〇〇の一	一七・四・二四
株式会社ホクチュウ商事	後藤 光男	北海道足寄郡足寄町南七条一丁目一八	平成 一七・三・二元
千葉県食糧株式会社	穴倉 平八郎	千葉県千葉市中央区本千葉町一〇の二三	一七・一・三三
有限会社越川平治郎商店	越川 汎之	千葉県八日市場市八七〇二	一七・三・三三
有限会社福田はかりや店	福田 雄治	千葉県鴨川市前原一八二	"
ソバメ石油株式会社	笹野 昇	東京都新宿区市谷船河原町八	一七・四・二
相模礦油株式会社	相原 章	東京都板橋区徳丸一の三の一	一七・二・六
有限会社くぬぎ石油	功刀 照雄	山梨県甲斐市万才一三八の三	"
有限会社小坂タイヤ商会	二村 治秀	岐阜県益田郡小坂町大字小坂町字矢ヶ野九二	一七・三・三三
中谷製油株式会社	中谷 稔	大阪府大阪市生野区巽南五丁目九の一四	"

青森県告示第四百七十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

八千代三宝物流株式会社	奥野 進	大阪府堺市松屋大和川通り一丁一三の四	"
株式会社山陽宇佐美	宇佐美 史郎	兵庫県相生市那波野三九〇の一	一七・四・一
水崎石油株式会社	水崎 雅夫	和歌山県和歌山市小松原通三の五八	一六・七・三三
紀伊燃料有限公司	藪野 富也	和歌山県有田郡湯浅町一四三	一七・三・三三
西広島パイパス石油株式会社	豊田 昌輝	広島県廿日市市佐方宮ノ上九七八の一	"
合資会社升金商会	松尾 豪彦	長崎県島原市湊新地町四二〇	一六・二・三三
浪岡町立病院	名 称	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一八〇	所在地

青森県告示第四百七十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限	救急病院、 救急診療所 の別
青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字 平野一八〇	平成二〇年六月二日	救急病院
医療法人北翔会北 畠外科胃腸科医院	青森市堤町二丁目一三 の六	"	救急診療所

青森県告示第四百七十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称 氏名	主たる事務 所の所在地	居宅サービス の種類	居宅サービス事業を 行う事業所 名 称	所在地	指定 年月日
	社会福祉法人吉 幸会	三戸郡田子 町大字田子 ノ字七日市上 ノ平六〇	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホーム みろくの郷	三戸郡田子 町大字茂市 二丁目仲田二の	平成 一七・五・二五

青森県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉法人南郷 村社会福祉協 議会	社会福祉法人南郷 村社会福祉協 議会	株式会社 ケアライ フ青森	株式会社 ケアライ フ青森	社会福祉 法人拓心 会	社会福祉 法人拓心 会	指定居宅支援事業者 名称 主たる事務 所の所在地
八戸市南郷 区大字島守 五の二	八戸市南郷 区大字島守 五の二	青森市卸町 三の五	青森市卸町 三の五	五所川原市 大字水野尾 二の二	五所川原市 大字水野尾 二の二	身体障害 者居宅支 援の種類
居宅介護 事業所	居宅介護 事業所	居宅介護 事業	居宅介護 事業	ピ デ ィ サ ー ビ ス 業	ピ デ ィ サ ー ビ ス 業	身体障害者居宅生活支 援事業を行う事業所 名称 所在地
社会福祉法人南郷 村社会福祉協 議会 居宅介護事業所	社会福祉法人南郷 村社会福祉協 議会 居宅介護事業所	株式会社 ケアライ フ青森青 森営業所	株式会社 ケアライ フ青森青 森営業所	五所川原 市八ピリ 俱樂部	五所川原 市八ピリ 俱樂部	身体障害者居宅生活支 援事業を行う事業所 名称 所在地
八戸市南郷 区大字島守 五の二	八戸市南郷 区大字島守 五の二	青森市卸町 三の五	青森市卸町 三の五	五所川原市 大字水野尾 二の二	五所川原市 大字水野尾 二の二	変更 年月日
"	"	"	"	平成 一七・四・一	平成 一七・四・一	

青森県告示第四百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年六月三日



変更後		変更前		区 分	
組合		十和田市 農業協同 会		名 称	指定居宅支援事業者
の二八		十和田市西 十三番町四		主たる事務 所の所在地	
等事業		居宅介護 等事業		類	児童居宅 支援の種
な		JA十和 市ホ ムヘル ズイ ン「き ず		名 称	児童居宅生活支援 事業を行う事業所
五		十和田市東 一番町六の		所 在 地	
一		十和田市東 一番町六の			変 更 年月日
		平成 一六・三・一六			

青森県告示第四百八十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		児童居宅支援の種		児童居宅生活支援事業を行う事業所		廃止年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	類	児童居宅支援の種	名 称	所 在 地	平成 一七・三・三	
社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 の一の八	居宅介護 等事業	児童居宅 支援の種	社会福祉法人 十和田湖町社 会福祉協議会	十和田市大字 奥瀬字中平六 の一の八	平成 一七・三・三	

公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特定役務の名称及び数量  
平成十七年度県境不法投棄産業廃棄物の収集運搬・処分（焼却・溶接）業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県環境生活部県境再生対策室  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
県境再生共同企業体  
青森市大字戸門字山部二八の八
- 六 契約金額  
一トン当たり三万二千八百円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成十七年二月九日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

平成十七年度県境不法投棄産業廃棄物の収集運搬・処分(焼却・焼成)業務一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県環境生活部県境再生対策室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸セメント県境再生共同企業体

八戸市大字新井田字下鷹待場七の一

六 契約金額

一トン当たり三万二百九十二円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十七年二月九日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、荒屋平土地改良区の定款の変更を平成十七年五月二十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、土場

川土地改良区の定款の変更を平成十七年五月二十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九十五号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸恵三上建設

二 代表者の氏名 三上 恵一

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字下十川字扇田三の二

四 許可番号 青森県知事許可(特 一一)第五七六号

五 取消年月日 平成十七年五月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

土木、とび・土工工事業に係る特定建設業の許可  
平成十七年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九十五号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 カマタ橋梁技建

二 氏名 鎌田 徳美

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字本郷字松元三一の五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第二〇〇一四五号

五 取消年月日 平成十七年五月十七日

六 取消しに係る建設業の許可  
鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ささはら建築・設計

二 氏名 笹原 信昭

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字後泡二二の八

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第一一五二二号

五 取消年月日 平成十七年五月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 エムケーホーム

二 氏名 白川 誠

三 主たる営業所の所在地 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字船岡三六の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一三)第二〇〇〇四四号

五 取消年月日 平成十七年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 杉村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 杉村 陽太郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市松ヶ丘一九の三〇

四 許可番号 青森県知事許可(特 一二)第七七四二号

五 取消年月日 平成十七年五月十九日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社青森県工務店組合事務センター
- 二 代表者の氏名 小枝 省二
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂二丁目二四の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一）第一一〇八号
- 五 取消年月日 平成十七年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 辻本建設株式会社
  - 二 代表者の氏名 辻本 文恵
  - 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目三八の二〇
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第七五四号
  - 五 取消年月日 平成十七年五月十九日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
造園工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成十七年五月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 辻本建設株式会社
- 二 代表者の氏名 辻本 文恵
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市類家五丁目三八の二〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一四）第七五四号
- 五 取消年月日 平成十七年五月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年五月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社北照工業
- 二 代表者の氏名 角 文字
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市下長四丁目一九の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一六五一〇号
- 五 取消年月日 平成十七年五月二十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 程川電気工事株式会社

二 代表者の氏名 程川 竜児

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字二本木字西金崎四三六の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第四一九三号

五 取消年月日 平成十七年五月十日

六 取消しに係る建設業の許可

電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社リペア

二 代表者の氏名 伊藤 節夫

三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の二六九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一三）第五〇〇三四号

五 取消年月日 平成十七年五月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年六月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 西部住宅

二 氏名 吉田 孝次

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字北禿四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一五〇一二号

五 取消年月日 平成十七年五月十二日

六 取消しに係る建設業の許可

屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭